

日病薬発第25-246号
平成26年1月14日

会員 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 北 田 光 一

本会が実施する消費税課税対象事業の価格改定について

平素より日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に改定されることを受け、本会が実施する消費税課税対象事業の価格について次の通り改定することとなりましたので、ご案内いたします。

会員各位におかれましては何卒ご了承下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 消費税5%相当額を消費税8%相当額に改定することを原則とする。
例) 10,500円 (本体価格 + 消費税5%相当額)
→ 10,800円 (本体価格 + 消費税8%相当額)
2. 本改定は募集時期に関わらず平成26年4月1日以降に実施される消費税課税対象事業に適用し、詳細は各事業の募集時に案内する。